

ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会（令和3年7月設置）

設置目的：ハンセン病に対する偏見差別の現状とこれをもたらした要因の解明、国のこれまでの啓発活動の特徴と問題点の分析、偏見差別の解消のために必要な広報活動や人権教育、差別事案への対処の在り方についての提言を行うなど、今後のハンセン病に対する偏見差別の解消に資すること。

検討会

座長 ※有識者会議委員による互選

有識者会議：12名

委員長※検討会座長が兼任

- ・課題の整理、現状把握、要因分析
- ・報告書を作成

<構成員>

座長：内田博文九州大学名誉教授

徳田靖之ハンセン病訴訟西日本弁護士共同代表、

坂元茂樹(公財)人権教育啓発推進センター理事長、

○教育系 佐久間建都立武蔵台学園府中分教室教諭、

延和聰盈進(えいしん)学園盈進中学高等学校校長

<オブザーバー>

厚労省課長・文科省(男女課・児童生徒課)課長・法務省課長

※開催実績：

第1回(R3.7.31)、第2回(R3.8.24)

第3回(R3.11.18)、第4回(R4.3.17)

第5回(R4.7.4)、第6回(R4.11.9)

第7回(R5.2.2)、第8回(R5.2.20)

第9回(R5.3.2)

当事者市民部会：20名

委員長※互選

- ・国の啓発活動の評価
- ・今後の啓発活動の在り方について提言、有識者会議に報告

<構成員>

座長：訓覇浩(くるべ)ハンセン病市民学会共同代表・事務局

局長、堅山勲ハンセン病国賠訴訟全国原告団協議会事務局

局長、黄光男(ふあながんなむ)ハンセン病家族訴訟原告

団副団長、他

<オブザーバー>

厚労省課長・文科省(男女課・児童生徒課)課長・法務省課長

※開催実績：

第1回(R3.8.12)、第2回(R3.10.5)

第3回(R4.3.1)、第4回(R4.3.8)

第5回(R4.5.26)、第6回(R4.12.8)

第7回(R5.1.24)、第8回(R5.2.14)

報告

報告書

令和5年3月、「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会 報告書」が公表

ハンセン病に係る偏見差別の解消に向けた施策提言の全体像

(※)ハンセン病に対する偏見差別の現状とこれをもたらした要因の解明、国のこれまでの啓発活動の特徴と問題点の分析、偏見差別の解消のために必要な広報活動や人権教育、差別事案への対処の在り方についての提言を行うなど、今後のハンセン病に対する偏見差別の解消に資することを目的として設置された検討会。
なお、「ハンセン病に係る偏見差別の解消に向けた協議の場」は本施策検討会の親会的位置づけである。

1. 施策の実施に当たって国等が前提とすべきこと

(1)基本認識の共有	(2)基本認識を明示する計画・プログラムの作成	(3)国を挙げた施策実施体制の構築
- ハンセン病に係る偏見差別は国の隔離政策によって作出助長された - 偏見差別は今も解消されておらず、病歴者・家族等を苦しめている - 偏見差別の解消は、それを作出助長した責任に基づき、国全体での取り組みが必要	「人権教育・啓発に関する基本計画」の改訂の検討 2002年の策定後、「ハンセン病患者・元患者等」の項目は、改訂なし - 厚生労働省、法務省、文部科学省の「実施プログラム」の策定の検討(基本計画を補完)	- 厚生労働省、法務省、文部科学省の各省単独の取り組みの解消 - 関連省庁が連携した国として継続性のある系統的な施策の実施

2. 個別・具体的な施策に対する提言

(1)全国的な実態調査	(2)行動・意識変容の促進	(3)被害の救済・回復	(4)被害者の「語り」の保障	(5)地方公共団体の取り組み
- 偏見差別の現状を把握する住民意識調査 - 学校における差別被害の実態調査 - ハンセン病人権教育の実施状況調査 - 療養所退所者の再入所の要因分析 - 資料分析結果の活用 - 家族訴訟の原告陳述書等、宿泊拒否事件の際の差別文書	- 各省の普及啓発に関する施策・事業の改善 - 教科書の記述の充実、学習指導要領の改訂 - 啓発資料等の活用 - 教科書を補完する中学生用パンフレット、啓発シンポジウム、地方公共団体への委託事業、教育現場への情報発信、国立ハンセン病資料館等 - 授業担当者等の教育力向上	- ハンセン病問題に特化した相談窓口の拡大 - 法務省人権擁護機関の調査救済活動の見直し - 人権侵犯事件における任意調査の是正 「差別」「差別被害」概念の是正 - 国連パリ原則に基づく国内人権機関の設置の検討	- 当事者の「語り」が果たす役割・意義の確認 - 当事者の「語り」の記録・保存・活用 「語り」に伴う負担・葛藤に対するサポート体制の構築	- 退所者・家族等も対象に含めた里帰り・訪問事業の拡充 - 地方公共団体での相談体制・相談窓口の充実 - 病歴者・家族の語りを継承する「伝承者」の育成 - 地域の関係団体等によるハンセン病問題に関する意見交換会等の実施

3. 提言の実現に向けて

(1)PDCAサイクルの導入	(2)国立ハンセン病人権教育啓発センター(仮称)の必要性
- 対象:厚生労働省、法務省、文部科学省、地方公共団体等が実施する全ての事業 - 事業の目的と解決すべき課題を明確に定め、事業実施によって達成された効果を的確に測定し、その結果に基づいて事業内容の見直しを図る - 新たな実施機関の必要性も検討すべき	- ハンセン病に係る偏見差別の解消を図るため、省庁間の垣根を超えた一元的な組織による系統的な取り組みができる体制を構築 - 所掌範囲:ハンセン病に係る偏見差別を解消するために必要な教育、啓発、人権救済・相談活動全般 - 組織形態:運営委員会と事務局を設置。運営委員会には相当数の当事者の参加を検討 - 実現に向けた検討課題:独立行政法人としての設立可能性(既存組織の改編・拡充、人員の確保と予算措置等)、ハンセン病問題に関わる既存組織・運動体や既存施策・事業等との調整 - センター構想の実現に向けた検討組織を直ちに設置すべき